

令和4年度及び令和5年度の 後期高齢者医療保険料の算定について



神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	令和4年度及び令和5年度保険料率について	1
2	後期高齢者医療保険料の仕組み	1
3	保険料算定の状況	2
	(1) 保険料率等について	2
	(2) 保険料率の上昇抑制について	2
	(3) 一人当たり平均保険料額について	2
4	保険料算定の仕組み	3
5	保険料算定に係る各要素	4
	医療給付費等の見込みについて(①～⑩)	4
6	保険料の賦課限度額の引き上げ及び軽減判定所得について	7
	【参考】具体的な保険料の額の比較について	8
	【参考】単身世帯：保険料額早見表	9
	【参考】二世帯：保険料額早見表	10

1 令和4年度及び令和5年度保険料率について

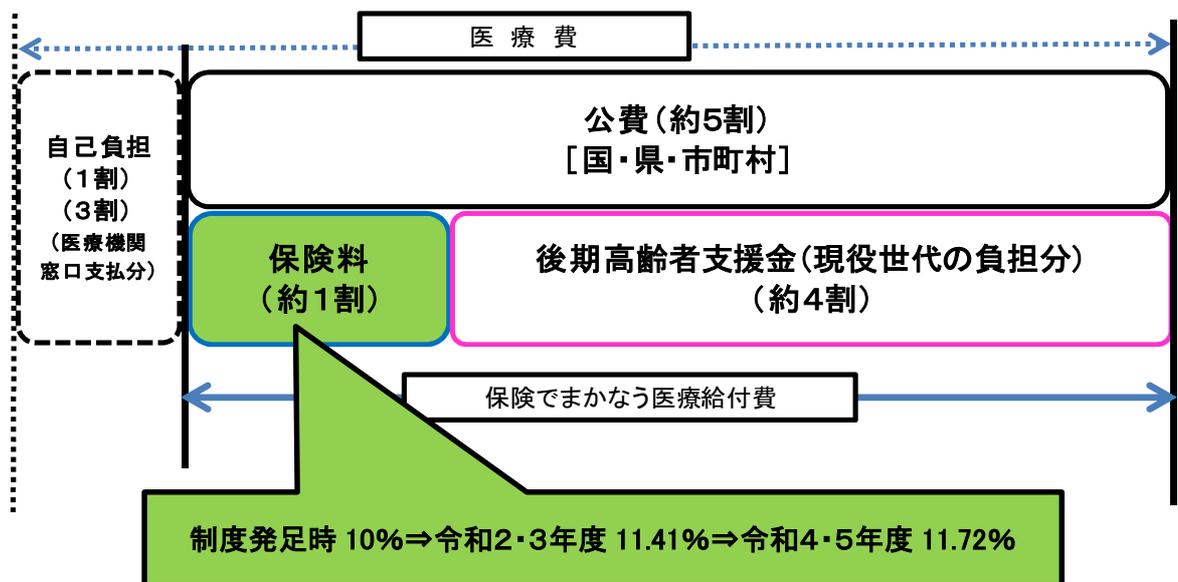
令和4年度及び令和5年度の2年間に係る医療給付費等の費用と収入を見込んで、保険料率を算定しました。

保険料率の算定に影響を与える主な要因等として、「高齢者負担率」は国の通知により、現行の11.41%から11.72%へ引き上げられ、「被保険者数」を令和4年度は4.30%増、令和5年度は4.92%増と見込みました。

また、「一人当たり医療費及び保険料で負担する一人当たり給付費」については、5か年の実績を基にした伸び率（年1.0%増）に加え、窓口負担割合の見直し（令和4年10月からの2割負担導入）及び令和4年度診療報酬改定の影響を勘案して推計しました。

なお、算定にあたり、保険料率の急激な上昇を抑制するため、特別会計剰余金を160億円活用し、現行（令和2・3年度）と比べて、均等割額は700円減の43,100円、所得割率は0.04割増の8.78%となり、一人当たり平均保険料は1,615円減の94,637円となりました。

2 後期高齢者医療保険料の仕組み



後期高齢者医療制度では、医療に要する費用（自己負担を除く）の約1割を被保険者が負担する保険料でまかない、残りの約5割を公費（国・県・市町村負担金）で、約4割を現役世代が加入する医療保険からの支援金でまかっています。

なお、被保険者が負担する保険料（高齢者負担率）については、現役世代の割合が減少していることから、制度発足時は10%となっておりましたが、2年ごとに行っている保険料算定の都度上昇しており、令和4年度及び令和5年度は11.72%となりました。【高齢者の医療の確保に関する法律第100条第2項及び第3項】

3 保険料算定の状況

(1) 保険料率等について

	R4~R5 (A)	R2~R3 (B)	(A)-(B)	(参考) H30~H31
均等割額(年額)	43,100 円	43,800 円	▲700 円	41,600 円
所得割率	8.78%	8.74%	0.04 ㊦	8.25%
一人当たり平均保険料額	94,637 円	96,252 円	▲1,615 円	88,995 円
厚生年金収入 300 万円で 他に収入のない方の場合 (均等割額:軽減なし)	172,160 円	172,270 円	▲110 円	162,870 円
厚生年金収入 200 万円で 他に収入のない方の場合 (均等割額:2 割軽減)	75,740 円	76,110 円	▲370 円	72,050 円

(2) 保険料率の上昇抑制について

今回の保険料率算定においては、保険料の抑制のため、令和 2 年度及び令和 3 年度に生じる見込みの特別会計剰余金160億円を活用しました。

※抑制措置をとらない場合の保険料率等

	特別会計剰余金を 活用しない場合(A)	特別会計剰余金を 活用した場合(B)	増減 (A) - (B)
均等割額(年額)	45,638 円	43,100 円	2,538 円減
所得割率	9.40%	8.78%	0.62 ㊦減
一人当たり平均保険料額	100,157 円	94,637 円	5,520 円減
厚生年金収入 200 万円で 他に収入のない方の場合 (均等割額:2 割軽減)	80,690 円	75,740 円	4,950 円減

(3) 一人当たり平均保険料額について

○一人当たり平均保険料額 (軽減後・年額)

94,637 円

(月額換算 : 7,886 円)

(賦課総額から均等割軽減分を引いたのち、
被保険者数で除した額)

○厚生年金の平均的な年金額 (厚生年金 188 万円) の受給者の場合 (年額)

均等割額
21,550 円

+

所得割額
30,730 円

=

合計
52,280 円

(月額換算 : 4,357 円)

5 割軽減

(※) 合計は、10 円未満切捨て

4 保険料算定の仕組み

1 令和4年度及び令和5年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned} \text{費用の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用の額} \\ \text{から一部負担金に相当} \\ \text{する額を控除した額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出金} \\ \text{の額} \end{array} \right) \\ &= \text{医療給付費} \end{aligned}$$

2 令和4年度及び令和5年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned} \text{収入の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係る} \\ \text{負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{調整交付金} \\ \text{(普通・特別)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\ &+ \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(特別会計剰余金)} \end{array} \right) \end{aligned}$$

3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率} (\%)$$

※ 予定保険料収納率＝特別徴収割合＋(1－特別徴収割合)×普通徴収収納率の見込み
平成30年度～令和2年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出します。

5 均等割額と所得割率の比率について

①賦課総額を均等割総額と所得割総額とに分けます。

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = \boxed{40} : \boxed{60}$$

全国平均の所得水準『所得係数＝1』の場合、保険料賦課総額における均等割額と所得割額の比率は、【50：50】になりますが、神奈川県では全国平均と比較して、被保険者の所得水準が高いことから（『所得係数＝1.42』）、国から交付される普通調整交付金（※）の額が減額され、その影響分が保険料（所得割）に上乗せされています。

$$\text{神奈川県の} \\ \text{所得係数} = \frac{\text{神奈川県一人当たり所得額}}{\text{全国一人当たり平均所得額}} = \boxed{1.42}$$

（※）普通調整交付金：後期高齢者医療制度上、国からの普通調整交付金の交付により、全国の広域連合間の財政力の不均衡を是正する仕組み。

②均等割額と所得割率の算出方法

$$\text{均等割額} = \text{均等割総額} \div \text{被保険者数}$$

$$\text{所得割率} = \text{所得割総額} \div \text{被保険者の所得額総額}$$

5 保険料算定に係る各要素

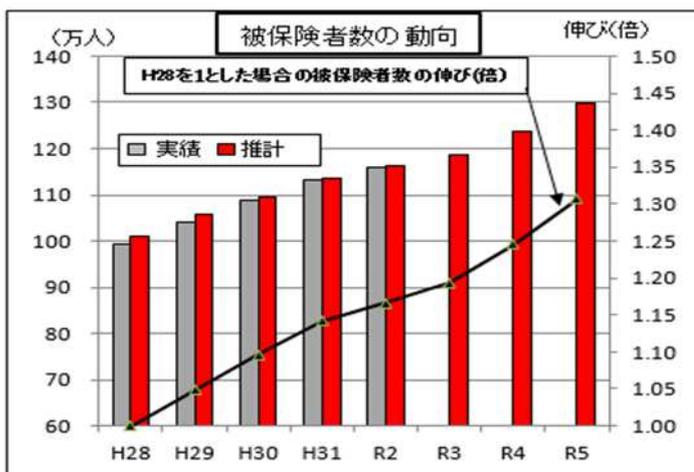
医療給付費等の見込みについて (①~⑩)

	令和4年度	令和5年度	2か年計	2か年平均
① 被保険者数	124万人	130万人	254万人	127万人
(単位:億円)				
② 医療給付費	10,010	10,539	20,549	10,275
③ 医療給付費の被保険者負担分	1,049	1,100	2,149	1,075
④ 医療給付費に係る調整交付金減額影響分(所得割で負担)	263	278	541	270
⑤ 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑥ 審査支払手数料	24	24	48	24
⑦ 葬祭費	32	34	66	33
⑧ 保健事業 (健康診査等:国庫補助額を除く)	31	34	65	33
⑨ 保健事業 (一体的実施:特別調整交付金を除く)	3	5	8	4
A 保険料抑制のための財源 (特別会計剰余金)	75	85	160	80
B 保険料収納必要額 (③~⑨の計) - A	1,327	1,390	2,717	1,359
⑩ 保険料収納不足見込額 (予定収納率:99.49%)	7	7	14	7
保険料賦課総額(B + ⑩)	1,334	1,397	2,731	1,366

(注) 2か年計を基準に端数調整

① 被保険者数

県の統計や市町村実態調査を基に、令和4年度及び令和5年度の75歳以上人口等を推計しました。制度開始以降、被保険者数は急速に増加しています。



	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
推計(人)	1,008,636	1,056,452	1,095,264	1,136,909	1,161,058	1,186,180	1,237,213	1,298,117
実績(人)	993,631	1,042,225	1,088,568	1,133,801	1,158,697	—	—	—
伸び(倍)	1.00	1.05	1.10	1.14	1.17	1.19	1.25	1.31

H28を「1」とした場合の伸び(倍): H28～R2は実績から算出。R3～5は推計による算出。

② 医療給付費

令和2年度実績及び令和3年度実績(9月診療分まで)と、それ以降の見込みを基に、国が示した全国の様態等を勘案し、推計しています。

なお、医療給付費(※1)の算定に必要なとなる、「一人当たり医療費(※2)」については、国が示す一定以上所得者の窓口負担割合の見直しに伴う影響等を考慮した全国単位の被保険者一人当たり医療費の伸び率を対前年度比で、令和4年度は△0.40%、令和5年度は+0.70%と推計し、算出しています。



(※1) 医療給付費 = 総医療費 (※2) × (医療給付費の割合 / 総医療費)

(※2) 総医療費 = 一人当たり医療費 × 被保険者数

	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
推計(億円)	8,187	8,773	8,683	9,100	9,384	9,647	10,010	10,539
実績(億円)	7,837	8,295	8,615	9,117	8,894	—	—	—
伸び(倍)	1.00	1.06	1.10	1.16	1.13	1.23	1.28	1.34

H28を「1」とした場合の伸び(倍): H28～R2は実績から算出。R3～5は推計による算出。

③ 医療給付費の被保険者負担分

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢者負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、後期高齢者負担率について毎回、引き上げが行われています。

今回の保険料算定における後期高齢者負担率は、11.72%です。

【保険料算定時の負担率の推移】

平成28・29年度	平成30・31年度	令和2・3年度	令和4・5年度
10.99%	11.18%	11.41%	11.72%

④ 医療給付費に係る調整交付金減額影響分（所得割で負担）

普通調整交付金は、全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整するため、所得係数などを基に国から交付されています。

神奈川県では全国平均と比較して、被保険者の所得水準が高いことから（所得係数：1.42）、国から交付される普通調整交付金の額が減額され、その影響分が保険料（所得割）に上乗せされています。

⑤ 財政安定化基金拠出金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、県及び保険料からそれぞれ1/3ずつ負担しています。

当広域連合では神奈川県と調整した結果、基金の残高等を考慮し、新たな積み立ては行わないこととしたため、拠出金は計上していません。

⑥ 審査支払手数料

審査支払機関（神奈川県国民健康保険団体連合会）への診療報酬審査支払手数料については、令和4・5年度は、一件当たり57円として算定しています。

また、療養費等審査支払手数料については、平成30年度より一般会計から特別会計に変更となり、令和4・5年度は一件当たり137円として算定しています。

⑦ 葬祭費

被保険者がお亡くなりになったとき、申請により、その葬祭を行った方（喪主）に葬祭費を支給しています。

保険料算定にあたっては、神奈川県内における75歳以上の死亡率について、過去の実績及び令和3年度死亡率の見込み等から推計しています。

⑧ 保健事業（健康診査等）

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や歯科健康診査を実施しています。

今回の保険料算定にあたっては、健康診査の受診率について、これまでの実績及び令和3年度見込から推計しています。

⑨ 保健事業（一体的実施）

令和2年度から本格施行された、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、各地域の健康課題に応じた高齢者に対する支援を行っており、令和6年度までの県内全市町村での事業実施に向け、実施見込み市町村の数等から推計しています。

⑩ 保険料収納不足見込額

保険料収納不足見込額は、予定収納率（※）に基づき算出しています。

令和4年度及び令和5年度における予定収納率は、過去3か年度（平成30年度～令和2年度）における収納率実績を考慮し、99.49%として算定しています。

（※）予定収納率：特定期間（2年間）において賦課すべき額の総額に対して、実際に収納される見込額の割合

6 保険料の賦課限度額の引き上げ及び軽減判定所得について

後期高齢者医療制度の医療給付は、お支払いいただく保険料の多寡にかかわらず、どなたでもほぼ同様の給付を受けられるため、所得が多いからといって保険料を無制限に賦課することは保険制度になじまないとされています。

このため、保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています【高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第1項第6号】が、今回、中間所得層の負担を軽減する観点から、政令改正に合わせて、当広域連合でも賦課限度額を現行の64万円から66万円にする条例改正をしました。

また、後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料軽減が受けられます。

本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして特例軽減（8.5割、8割）されてきましたが、平成31年度から段階的に見直しを行っていました。

なお、令和3年度以降の均等割額の軽減割合は次表のとおり、「7割・5割・2割」となっています。

令和3年度以降	
世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
43万円+10万円× （給与・年金所得者等※の数－1）以下	7割
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円× （給与・年金所得者等※の数－1）以下	5割
43万円+52万円×被保険者数+10万円× （給与・年金所得者等※の数－1）以下	2割

※給与・年金所得者等とは、給与所得または年金所得がある方、もしくは、給与所得及び年金所得の両方の所得がある方を指します。

【参考】具体的な保険料の額の比較について

《均等割額・所得割率》

	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)
均等割額	43,100円	43,800円	△ 700 円
所得割率	8.78%	8.74%	0.04ポイント

【被保険者が世帯に1人の場合】

① 基礎年金受給者（年金収入80万円のみ、他に所得のない方）

				均等割額軽減	
	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)	R4	R3
年額	12,930円	13,140円	△ 210 円	7割	7割
月額	1,070円	1,090円	△ 20 円		

② 厚生年金の平均的な年金額を受給者（年金収入188万円のみ、他に所得のない方）

				均等割額軽減	
	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)	R4	R3
年額	52,280円	52,490円	△ 210 円	5割	5割
月額	4,350円	4,370円	△ 20 円		

③ 後期高齢者医療制度に未加入の子と同一世帯の者

（世帯主(被保険者の子)の給与収入400万円、被保険者(親)の年金収入80万円）

				均等割額軽減	
	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)	R4	R3
年額	43,100円	43,800円	△ 700 円	対象外	対象外
月額	3,590円	3,650円	△ 60 円		

【被保険者が世帯に2人の場合（夫婦を想定）】

④ 夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入80万円

				均等割額軽減	
	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)	R4	R3
(夫)年額	26,100円	26,250円	△ 150 円	7割	7割
(夫)月額	2,170円	2,180円	△ 10 円		
(妻)年額	12,930円	13,140円	△ 210 円	7割	7割
(妻)月額	1,070円	1,090円	△ 20 円		

⑤ 夫(世帯主)75歳 年金収入225万円、妻75歳 年金収入80万円

※制度の拡充により、均等割軽減が2割から5割になります。

				均等割額軽減	
	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)	R4	R3
(夫)年額	84,760円	84,820円	△ 60 円	5割	5割
(夫)月額	7,060円	7,060円	同額		
(妻)年額	21,500円	21,900円	△ 400 円	5割	5割
(妻)月額	1,790円	1,820円	△ 30 円		

⑥ 夫(世帯主)75歳 年金収入272万円、妻75歳 年金収入135万円

※制度の拡充により、新たに均等割軽減(2割)の対象となります。

				均等割額軽減	
	R4(A)	R3(B)	差額(A)-(B)	R4	R3
(夫)年額	138,960円	139,040円	△ 80 円	2割	2割
(夫)月額	11,580円	11,580円	同額		
(妻)年額	34,480円	35,040円	△ 560 円	2割	2割
(妻)月額	2,870円	2,920円	△ 50 円		

単 身 世 帯 : 保 険 料 額 早 見 表

【参考】

令和4年度

所得割率	8.78%	均等割額	43,100円
------	-------	------	---------

令和3年度

所得割率	8.74%	均等割額	43,800円
------	-------	------	---------

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものとみなされる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	12,930	12,930
100,000	0	0	12,930	12,930
500,000	0	0	12,930	12,930
800,000	0	0	12,930	12,930
1,000,000	0	0	12,930	12,930
1,200,000	0	0	12,930	12,930
1,500,000	0	0	12,930	12,930
1,680,000	150,000	13,170	12,930	26,100
1,955,000	425,000	37,315	21,550	58,860
1,965,000	435,000	38,193	21,550	59,740
2,000,000	470,000	41,266	34,480	75,740
2,190,000	660,000	57,948	34,480	92,420
2,200,000	670,000	58,826	34,480	93,300
2,500,000	970,000	85,166	43,100	128,260
3,000,000	1,470,000	129,066	43,100	172,160
3,500,000	1,920,000	168,576	43,100	211,670
4,000,000	2,295,000	201,501	43,100	244,600
4,500,000	2,710,000	237,938	43,100	281,030
5,000,000	3,135,000	275,253	43,100	318,350
6,000,000	3,985,000	349,883	43,100	392,980
7,000,000	4,835,000	424,513	43,100	467,610
8,000,000	5,715,000	501,777	43,100	544,870
9,000,000	6,665,000	585,187	43,100	628,280
9,380,207	7,026,197	616,900	43,100	660,000
9,500,000	7,140,000	626,892	43,100	660,000
10,000,000	7,615,000	668,597	43,100	660,000

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものとみなされる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	13,140	13,140
100,000	0	0	13,140	13,140
500,000	0	0	13,140	13,140
800,000	0	0	13,140	13,140
1,000,000	0	0	13,140	13,140
1,200,000	0	0	13,140	13,140
1,500,000	0	0	13,140	13,140
1,680,000	150,000	13,110	13,140	26,250
1,955,000	425,000	37,145	21,900	59,040
1,965,000	435,000	38,019	21,900	59,910
2,000,000	470,000	41,078	35,040	76,110
2,190,000	660,000	57,684	35,040	92,720
2,200,000	670,000	58,558	35,040	93,590
2,500,000	970,000	84,778	43,800	128,570
3,000,000	1,470,000	128,478	43,800	172,270
3,500,000	1,920,000	167,808	43,800	211,600
4,000,000	2,295,000	200,583	43,800	244,380
4,500,000	2,710,000	236,854	43,800	280,650
5,000,000	3,135,000	273,999	43,800	317,790
6,000,000	3,985,000	348,289	43,800	392,080
7,000,000	4,835,000	422,579	43,800	466,370
8,000,000	5,715,000	499,491	43,800	543,290
9,000,000	6,665,000	582,521	43,800	626,320
9,164,759	6,821,521	596,200	43,800	640,000
9,500,000	7,140,000	624,036	43,800	640,000
10,000,000	7,615,000	665,551	43,800	640,000

均等割7割軽減

均等割5割軽減

均等割2割軽減

賦課限度額

※令和3年度からの政令改正に伴い、本則に基づいた「7割・5割・2割」軽減となりました。
 ※令和4年度からの政令改正に伴い、保険料額の上限が66万円になりました。

